

仮使用認定の業務のご案内

平成27年6月8日

仮使用承認制度について民間活用を図る改正事項を盛り込んだ「建築基準法の一部を改正する法律」が平成27年6月1日に施行され、まちづくりセンターも指定確認検査機関の指定内容を変更し、平成27年6月8日より仮使用認定の業務を開始しました。

I. 対象条件

<新築工事>

- ①建築物本体の工事が完了し、建築物以外の外構工事等のみが完了していない場合
- ②建築物本体の工事は完了していないが躯体工事及び仮使用する部分の工事が完了している場合

<増改築工事等> (基準告示第247号第三)

- ③増築工事で仮使用の認定の申請前に避難施設等に関する工事(仮使用の部分に係るものに限る。)を完了している場合
- ④増築工事で増築に係る部分以外の部分に係る避難施設等に関する工事を含まない場合
- ⑤建築物の改築(一部の改築を除く。)の工事
- ⑥建築物が開口部のない自立した構造の壁で区画されている場合における当該区画された部分の改築(一部の改築を除く。)の工事

II. 仮使用認定通知書交付までの流れ

